

岐阜大学における化学物質管理の課題

梶原 謙次郎

岐阜大学工学部 ものづくり技術教育支援センター

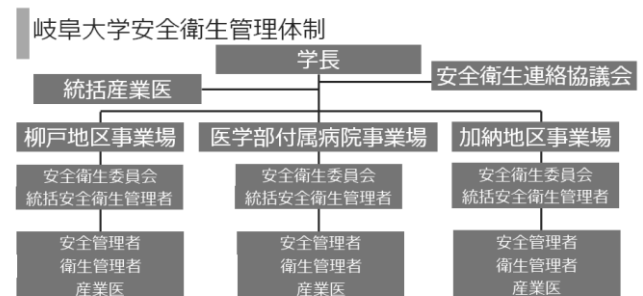
化学物質の使用には危険が伴い、リスクアセスメントの実施、危険有害性情報、法令情報を周知することが化学物質の適正な取扱いのために重要である。大学における化学物質リスクアセスメントの実施、安全衛生管理体制を維持するための今後の指導方針を考察した。

Key Words： 労働安全衛生法, リスクアセスメント, 薬品管理支援システム

1. はじめに

国立大学法人法の施行により、岐阜大学では職員安全衛生管理規程を定めて危険の防止、災害や疾病の予防に努めている。試薬品等の化学物質の管理については岐阜大学薬品等管理規定により化学物質の管理責任者や取扱責任者の責務を定めている。本学の化学物質の管理について現状を顧みて、今後の課題などを考察した。

止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項などに対して必要な措置を講じている。



2. 安全衛生管理体制

2.1 岐阜大学安全衛生管理体制

労働安全衛生法に基づき、一定の基準に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会を設置することとなっている。また、事業者は労働安全衛生法第19条により、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

岐阜大学では職員安全衛生管理規程を定めて事業場ごとに安全衛生委員会を設置し、労働者の危険の防

2.2 他大学等との安全衛生管理体制の比較

環境安全衛生に関する業務を行うために安全衛生委員会などと連携しながら管理運営や企画立案を行う専門の室やセンターなどを設けている大学が、指定国立大学法人などの規模が大きい大学を中心に見受けられる。安全衛生の業務を行うにあたってこのような部署の発する情報を参考にすることがあり、本学でも安全衛生業務のセンター化について検討が望まれる。

図-1 岐阜大学安全衛生管理体制

3. 化学物質管理

3.1 化学物質のリスクアセスメント

平成 28 年 6 月 1 日、労働安全衛生法が改正され、SDS 交付義務の対象となる物質(※平成 30 年 3 月 1 日時点で 673 物質)について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられた。業種、事業場規模にかかわらず対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となる。労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントでは、設備・機器の爆発や引火などのおそれ(化学物質の危険性に基づくリスク)と、労働者の健康に悪影響をおよぼすおそれ(化学物質の有害性に基づくリスク)の両方が対象となり、事業場で判断した方法によってリスクを見積もり、リスク低減措置の検討が求められる。

3.1.1 化学物質の表示・文書交付制度

化学物質の使用に当たり、危険有害性などの情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが求められる。この目的のために)労働安全衛生法および施行令で化学物質の譲渡購入時における表示義務や文書交付義務を定めている。

3.1.2 ラベルでアクション

平成 28 年 6 月に施行された改正労働安全衛生法により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について、

- 1) 譲渡又は提供する際のラベル表示
- 2) 譲渡又は提供する際の安全データシート(SDS)の交付
- 3) 事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施

の 3 つの対策が義務付けとなった。

事業者と労働者が取り扱う化学物質のラベルを見て危険性や有害性を認識し、リスクアセスメントを実施して必要な措置を検討・実施することが求められる。



図-2 ラベル絵表示確認カード

3.2 化学物質リスクアセスメントの実施方法

リスクアセスメントは以下のような手順で進める。

ステップ 1: 危険性または有害性の特定

ステップ 2: リスクの見積り

ステップ 3: リスク低減措置の内容の検討

ステップ 4: リスク低減措置の実施

ステップ 5: リスクアセスメント結果の労働者への周知

化学物質について、ラベルや SDS で危険性や有害性を特定することができる。



図-3 安全データシート (SDS)

リスクの見積もりには以下のような方法がある。

- 1) 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)と、危険または健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法
- 2) 労働者が対象物にさらされる程度(ばく露濃度など)とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法
- 3) その他、準じる方法など

3.3 岐阜大学での化学物質リスクアセスメント

本学における化学物質リスクアセスメントは平成 28 年 6 月 1 日の義務化から事業場ごとに行ってきたが、平成 29 年の労働基準監督署の臨検により化学物質による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を確実に実施するよう指導があった。実施方法については厚生労働省が作成したリーフレットを化学物質管理者に送付した上で管理者ごとに任せることとした。

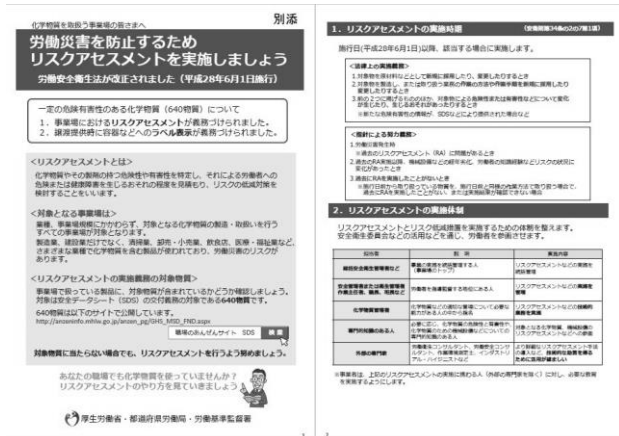


図-4 リスクアセスメントのリーフレット

このため、リスクアセスメントの実施方法は本来各作業場における最適な方法を採用すべきところ、マトリクス法やコントロール・バンディングなどの方法が多く選ばれた。コントロール・バンディングは WEB 上で簡易に行えるが正しく行うには相応の知識が必要となる。期限付きで労働基準監督署への回答報告を求められていたことにもよるが、個々の事情に合わせ適切な方法でリスクアセスメントの方法を選択する取り組みが必要である。

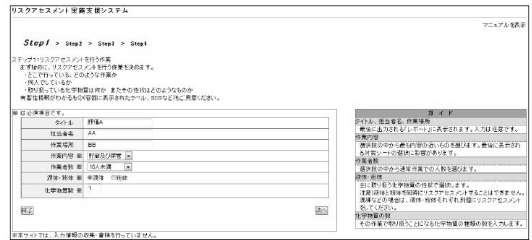


図-5 コントロール・バンディング

より事業者と労働者が取り扱う化学物質のラベルを見て危険性や有害性を認識し、リスクアセスメントを実施して必要な措置を検討・実施することが求められる。

3.4 岐阜大学薬品管理支援システム (IASO)

岐阜大学薬品等管理規程では、薬品管理支援システムにて薬品の管理を行うよう定められている。本学では東北緑化環境保全株式会社が開発した IASO を用いている。



図-6 薬品管理支援システム (IASO)

毒物または劇物を保管するときは受払簿を置くことになっているが、使用するたびに受払簿に記録する必要がある。毎年行っている薬品管理支援システム (IASO) の使用説明会で IASO を毒劇物の「受払簿」とする場合は、使用の都度、使用量を入力するよう指導しているがこの点についてさらに周知を深める必要がある。

4. まとめ

安全衛生は大学にとって非常に重要な職務となって

おり、教職員、および学生の安全と健康を確保すること、
快適な現場環境を維持することが求められている。

化学物質は基本的に危険物質であること、取扱いは
危険作業であることを常に念頭に置き正しい取扱いに
努めることが取扱者本人のみならず大学などの建物に
居住するすべての人々の生命や財産を守ることにつな
がる。安全・衛生の観点からも化学物質の安全な取扱い
を推進し、安全教育などを充実させていきたい。

謝辞

本報告書の作成に際し、化学物質管理に協力してい
ただいた教職員の方々に厚くお礼申し上げます。